

## 重度障害者用意思伝達装置装用訓練等支援事業 実施要領

### 1 目的

補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定されるが、とりわけ「重度障害者用意思伝達装置(以下、装置)」は、操作性及び習熟度の向上を目的とした訓練(装用訓練)過程において、当該訓練に用いる機器に関し、病院やリハビリテーション施設の負担、または、補装具事業者からの貸出等により実施されている現状がある。

また、当該補装具の引き渡し後においても、症状の進行に応じて適切なフォローアップが必要であるが、その実施状況は病院やリハビリテーション施設等の実施機関によって異なっている。

本事業では、「重度障害者用意思伝達装置」装用訓練のための機器整備や訓練の実施、知識・技術を習得するための研修等を行い、これらの装用訓練等を県内の各地域で提供できる病院やリハビリテーション施設の普及を推進することを目的とする。

### 2 実施主体

石川県リハビリテーションセンター

### 3 事業内容

#### (1)装用訓練等支援事業説明会

装置の取り扱いを多く必要とする機関のリハビリテーション専門職で、今後専門協力者として活動が可能な機関の代表者に、本事業の説明を実施する。

##### ア 対象(対象施設:別紙1)

- ・金沢福祉用具情報プラザ
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 医療機関:15 か所
- ・障害者施設等入院基本料 医療機関:5か所
- ・障害者総合支援法 機能訓練事業所:3か所
- ・能登、石川、加賀地区 コミュニケーションスペシャリスト研修修了者所属機関 等

##### イ 内容

日時:令和 3年11月 2日(火)16:00~17:30

#### (2)支援技術研修

県内全域のリハビリテーション専門職、福祉用具専門相談員を対象に、装置の適合に関する支援技術の研修を開催する。

- ①人材育成研修(基本編) ・実施要領 別紙2

②人材育成研修(スペシャリスト編) ・実施要領 別紙3

(3)機器の操作を学ぶ研修

県内全域のリハビリテーション専門職、福祉用具専門相談員を対象に、各装置の特徴及び装置の取り扱いについて学ぶ研修を開催する。

・実施要領 別紙4

(4)リハビリテーション地域活動支援の実施

コミュニケーションに関する相談・支援事業の実施

・実施要領 別紙5

・内規 別紙6